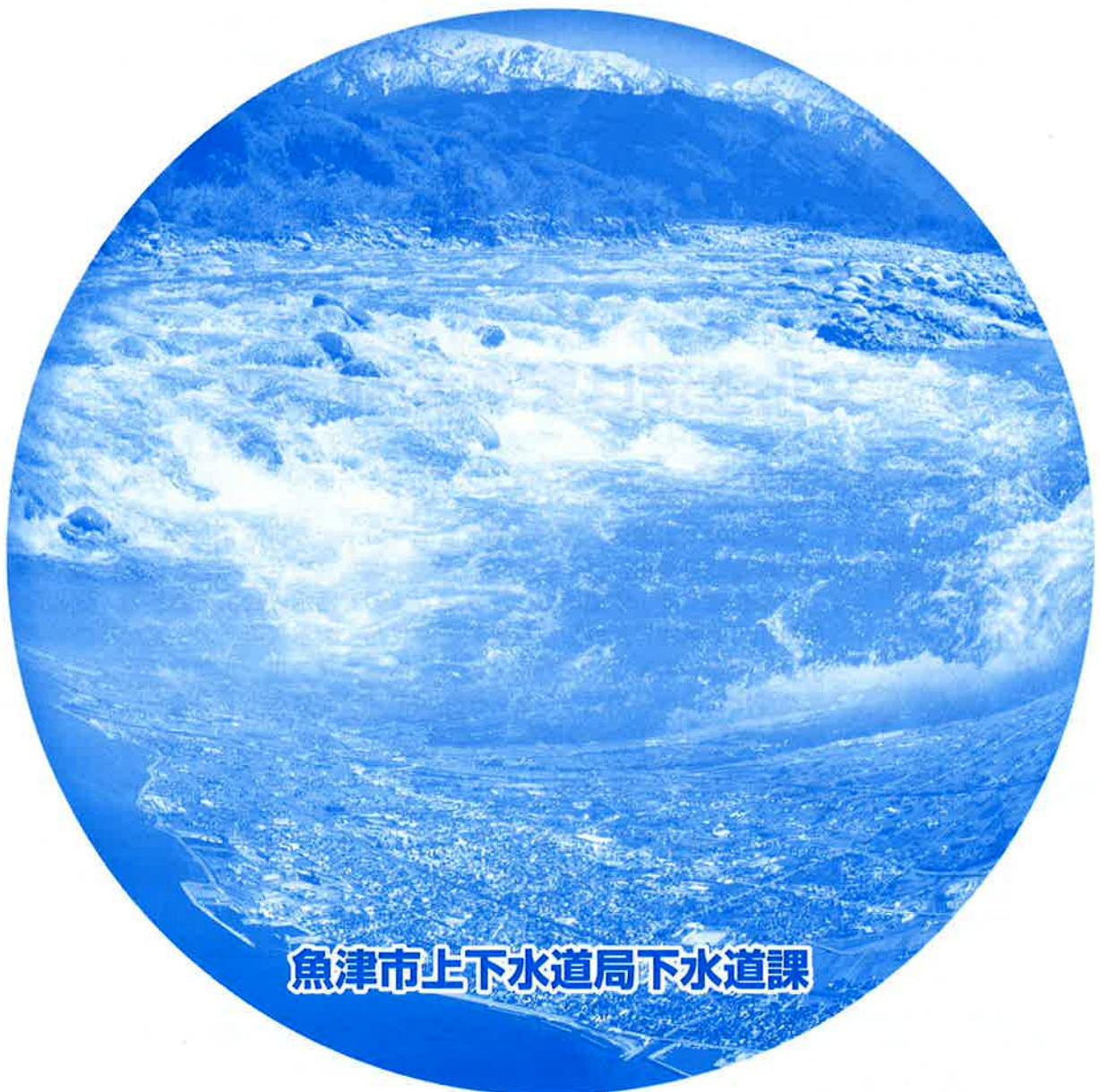


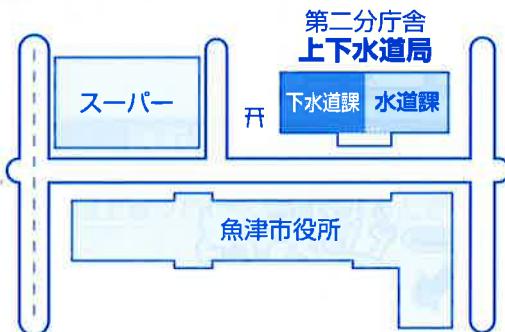
下水道のしおり

— 快適な生活環境をめざして —



魚津市上下水道局下水道課

〒937-0067
富山県魚津市釈迦堂一丁目9番28号
魚津市役所 第二分庁舎
業務係 ☎(0765)23-1038
下水道工務係 ☎(0765)23-1039
維持保全係 ☎(0765)23-1087
FAX [共通] (0765)23-1050
ホームページ <http://www.city.uozu.toyama.jp/>
メールアドレス gesui@city.uozu.toyama.jp



下水道の役割



下水道マスコットキャラクター
「スイサイ」

私たちが生活を営むうえで、水はいろいろな形で使われています。台所、風呂、洗濯、水洗トイレなどに水は欠くことができません。こうして役立った水も、そのまま汚水として川や海などに流されると、水質を汚濁して魚が住めなくなったり、悪臭を発生させたりします。豊かな自然環境に囲まれた快適な生活環境を築くために、下水道は整備されます。

水質保全

汚れた水が海や川、湖や沼などに直接流れ込むことがなくなり、公共用域の水質がきれいになります。



環境保全

ドブや水たまりがなくなり、街がきれいに整備されて、ハエや蚊の発生がなくなり、害虫や伝染病の発生を防ぐことができます。



トイレの水洗化

くみ取り便所が水洗便所になり、衛生的で快適な生活ができるようになります。



文化生活はまず水洗化から

どのような下水道なのか



魚津市の下水道は、汚水と雨水を別々の系統で排除する分流式といわれる方式を採用しています。

今回布設する下水道管は、污水管ですので汚水（台所・風呂場・洗面所・水洗便所からの排水）だけしか接続できません。雨水（雨どい・庭からの排水）を污水管に接続しますと、宅地内や道路上にあるマンホールから汚水があふれたり、また浄化センターやポンプ場の施設が故障する原因となりますので、このような接続は絶対行わないようお願いします。

使用開始の告示



市は、下水道の使用が可能になったときには、「処理区域」を告示します。

住民の皆様には、町内会回覧文書でお知らせします。告示がされると、区域内の建築物の所有者は、下水道使用の義務が生じます。

下水道使用の義務

…生活排水は3年以内に公共下水道へ接続しましょう。

(下水道法第10条・魚津市下水道条例第3条)



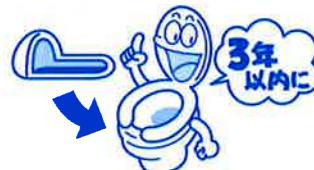
台所、洗濯、風呂用排水等は、遅滞なく公共下水道へ接続しなければなりません。

下水道へ→

水洗便所への改造義務

…3年以内に水洗便所にしましょう。(下水道法第11条の3)

くみ取り便所は、3年内に水洗便所に改造することが義務づけられています。



下水道本管工事の流れ

1 水道・ガス等の仮設工事

仮設工事とは、道路の下に埋設されている水道やガス、電話、電気などの供給施設を下水道工事に支障にならない場所へ移設する工事のことです。この仮設工事が終わると、下水道工事に取りかかることになります。

2 下水道工事

① 補装の取り壊し → ② 土砂の掘削 → ③ 下水管の布設 →
→ ④ 取付管・公共ますの布設 → ⑤ 土砂の埋め戻し → ⑥ 仮補装(仮復旧)
といった作業で進んでいきます。

* 仮補装とは、本復旧を行うまでの暫定的な措置として行うもので、補装は簡易なものであります。
* 公共ますを設置するときは、事前に施工業者が土地の所有者の方にますの位置を聞きに伺いますので、分からなことがありますので、相談ください。

3 水道・ガスなど本設工事

下水道工事が終わると、水道、ガス等を元の位置に戻す工事（本設工事）を行います。

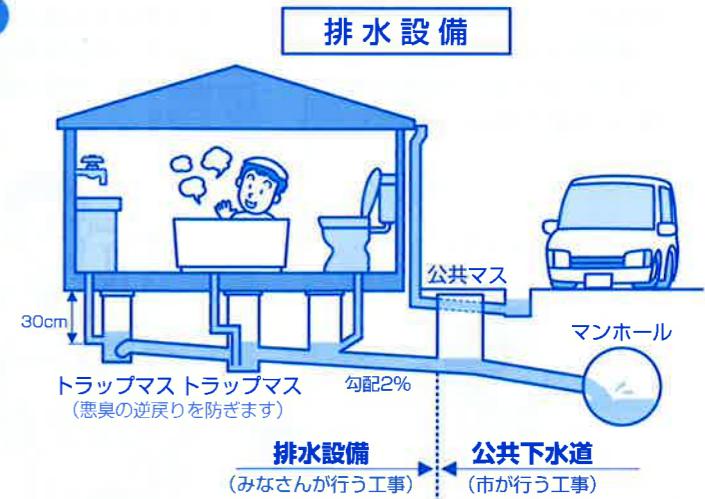
4 補装工事（本復旧）

水道、ガス等の本設工事が終了すると、補装工事を行います。この補装工事は、本来の厚さの補装工事に戻す工事（本復旧）です。

工事期間中は、騒音、振動および車両の通行等でご不便をおかけしますが、住民の方々のご協力をお願いします。

公共ますの取付け位置について

公共ますは、道路と宅地の境界から1m以内の宅地部分でご希望の箇所に設置していきます。このとき、既設宅内配管に最も近い場所に設置されると、宅内配管工事の負担が小さくなります。なお、宅内配管の始点の深さを地表面から30cm（土かぶり20cm、管径10cm）を取り、そこから2%勾配の延長線上が公共ますの深さになります。



公共ますの設置個数について

公共ますは、敷地面積が500m²（約150坪）未満の場合は、市で1個取り付けていきます。敷地面積が500m²以上ある場合には、500m²を超える部分については500m²ごとに1個の割合で設置できます。

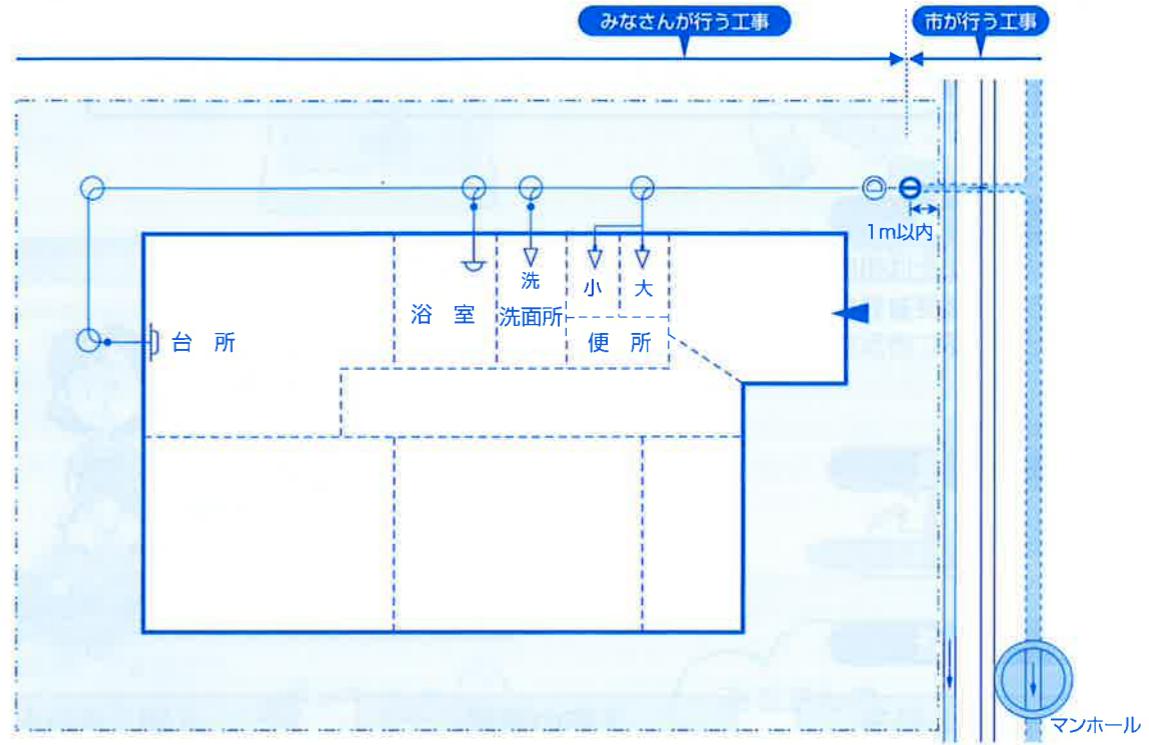
なお、敷地面積が500m²未満の場合でも、配管等の都合により2個以上取り付けを希望されるときは、2個目からは自己負担となります。

水洗化が決まつたら



排水設備の工事費について

排水設備の工事費は、排水管の距離、使用器具、材料、工事の施工によって異なります。
(※雨水は下水管に接続できませんのでご注意下さい。)
詳細は「指定工事店」に見積を取りてくださいようお願いします。



ディスポーザーの使用について

ディスポーザーとは

ディスポーザーとは、家庭用生ごみ処理機のことです。台所の流し台にある排水口の下に取付け、ディスポーザーで粉砕した生ごみを液状にして水と一緒に排水管へ流し込む装置です。処理できるものは、一般食物類に限ります。

ディスポーザーの種類

①排水処理装置付ディスポーザー

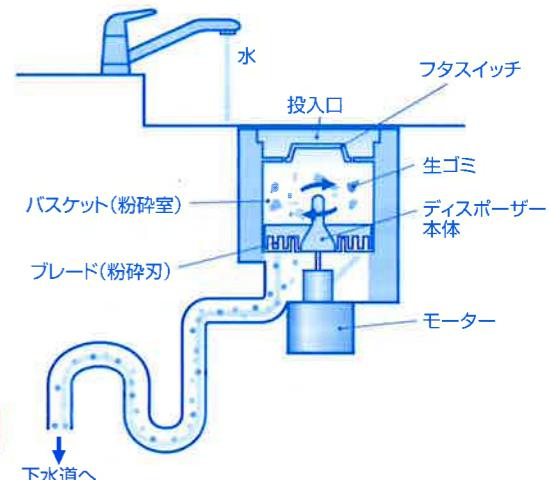
ディスポーザーで粉砕した生ごみを排水処理槽で処理した後、下水道管へ排出します。

→ 営業用、家庭用に使用できます。

②単体型家庭用(直接投入)ディスポーザー

ディスポーザーで粉砕した生ごみを直接公共樹を経由して下水道管へ排出します。

→ 家庭でのみ使用可能。



※市が定める基準に適合した機種でなければ使用できません。

使用するには申請が必要!

使用する場合は、魚津市下水道排水設備指定工事店を経由し、必要書類を添えて使用申請をしてください。

使用料について

ディスポーザー使用による下水道施設の維持管理費などとして、1台につき月額519円の使用料をいただきます。(単体型家庭用のみ)

水洗化資金の融資制度

水洗便所に改造する工事や、同時に使う台所などの雑排水の接続工事の費用を一時に負担することが困難な方に、市が金融機関への融資をあっせんします。なお、この制度を利用されると、市の利子補給を受けることができます。

融資限度額100万円以内 償還期間3年以内（月賦償還）

1 対象者

- 一般住宅の所有者または使用者（アパート・店舗・法人及び新築は除く）
- 市税及び下水道事業受益者負（分）担金を滞納していない方
- 金融機関の融資基準に合う方



2 借入利息

長期プライムレート+1%

3 手 続 き

①市への申し込み

工事着工前に、計画確認申請書といっしょに金融機関で確認印をもった融資あっせん申込書を市へ提出します。（見積書、納税証明書添付）

②市の審査

市では、工事内容にあわせて融資あっせんの申し込みについて審査を行い、申請者にあっせん額を決定通知します。

③借入申込み

申込者は、市のあっせん決定通知に基づき、金融機関で借入手続きをに行ってください。（工事が完了し、検査が終わってから1週間後）

申込書は、指定工事店、金融機関または下水道課にあります。

●金融機関確認印をもらう場合の必要書類等

- 納税証明書
- 所得証明書または源泉徴収票
- 本人確認資料（健康保険証、運転免許証、住民票のいずれか）
- 預金引き出し印鑑

その他必要に応じて用意していただく書類がありますので、くわしくは、金融機関窓口でご相談ください。

●取引金融機関

次の金融機関の市内の本支店

北陸銀行、富山銀行
富山第一銀行、にいかわ信用金庫
富山県信用組合、北陸労働金庫
魚津市農業協同組合
富山県信用漁業協同組合連合会

4 利子補給

金融機関に支払った利子額、又は貸付利率2%で計算して得た額のいずれか低い額を補給

下水道は正しく使って

油などは流さないで

天ぷら油等は、油が固まり下水管が詰まつたり下水処理に悪影響を与えるため下水道へ流さないでください。営業用等、油を多く使用される方は、グリーストラップを設置して下さい。



トイレに異物を流さないで

水洗便器は、流水部の曲がった構造になっているため異物や水に溶けないものは流さないよう注意しましょう。



洗濯排水は汚水ますへ

洗濯機の排水は必ず汚水ますへ流し、雨どいや側溝に流れ出ないようお互いに気をつけましょう。



危険物は流さないで

下水道へはガソリン・灯油や農薬などの危険物を流さないでください。



水は節約して

資源の無駄使いであるだけでなく、汚水の量が増えれば、それだけ下水道施設の維持管理費もかかります。節水にこころがけましょう。



みなさんの
ご協力を
お願いします



魚津市イメージキャラクター「ミラたん」

下水道お手入れアドバイス

ためますにトラップの機能を与えたもので、台所などの排水処理に用いられます。年に2~3回程度はパイプの口と内部を清掃しましょう。ディスポーザーを使用される場合は年に5~6回清掃しましょう。



汚水以外は流さないで！

下水道管にタオルや布、紙おむつ等が流され、下水道施設に設置してある汚水ポンプの異常停止が度々発生しています。
ご家庭や店舗等の排水にタオルや布類等を流されますと、汚水ポンプにつまり、故障の原因となります。

下水道事業受益者負担金・分担金

1 受益者負担金・分担金制度とは

下水道が整備されると、便所の水洗化、悪臭等の発生を防ぐなど生活環境が改善され、下水道のない地域の方に比べ快適で住みやすい文化生活ができるようになります。また、下水道の整備により、土地の利用価値も増大します。

下水道の整備は、おもに市の税金のほか国からの補助金などでまかなわれていますが、下水道の便益は下水道が整備された地域の方に限られます。しかしながら、この事業をすべて税金でまかなく利益を受けられない地域の方との間に不公平が生じます。

このようなことから、この利益を受ける人（「受益者」といいます。）に下水道の建設費の一部を負担していただくことが「負担の公平」であるという考え方で、市の条例によって徴収するものです。

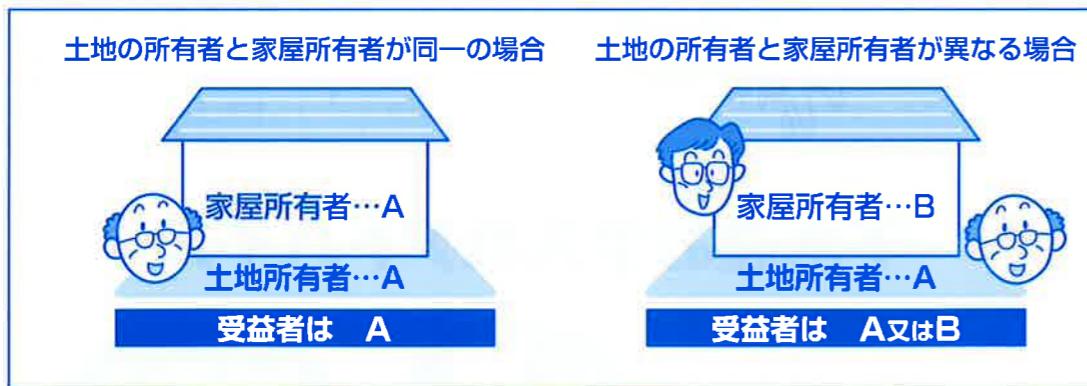
2 負担金・分担金の対象地は

受益者負担金・分担金の対象となる土地は、汚水を公共下水道に流入させることができる区域のすべての土地（宅地・駐車場・資材置場・私道・店舗・工場・田・畑・社寺・病院・官公庁・学校など）です。

3 負担金・分担金を納めていただく方（受益者）とは

公共下水道が整備される区域内にある土地の所有者が受益者となります。ただし、その土地に地上権・質権・使用貸借・賃貸借などの権利が定められている場合には、これらの権利者が受益者となる場合があります。

●通常は次の方が受益者です。



●その土地に住んでいる人でも土地に対して権利のない人は受益者なりません。

・アパートに住んでいる人

4 負担金・分担金の計算及び納付方法は

(1) 負担金・分担金の計算

計算式 → 所有する土地の面積 (m²) × 単位負担金・分担金額 (450円)

●受益者負担金・分担金の賦課対象となる区域内にあなたが所有している土地一筆ごとの面積に、1m²当り450円（1坪当り約1,487円）の単位負担金・分担金額を乗じて得た額が、あなたの納める受益者負担金・分担金の総額となります。

例 仮に198.35m² (60坪) の土地の所有している場合は、
 $198.35\text{m}^2 \times 450\text{円} = 89,200\text{円}$ (100円未満切捨て) となります。

(2) 納付方法

納付方法は、分割納付と一括納付のどちらかを選択していただきます。

●分割納付

負担金・分担金は、一般の税金と異なり1回限りのものですが、納めやすいように3年間に分割し、さらに1年を四期に分けた計12回で納めていただきます。

1年間の各納期限

第1期	6月30日
第2期	9月30日
第3期	12月25日
第4期	2月末日

納付例 負担金・分担金総額が89,200円の場合

年 度	第1期	第2期	第3期	第4期	年 計
初年度	7,800	7,400	7,400	7,400	30,000
2年度目	7,400	7,400	7,400	7,400	29,600
3年度目	7,400	7,400	7,400	7,400	29,600

●一括納付

初年度の最初の納期内（6月30日）までに全額を納めていただく方法です。ただし、前納報奨金などの制度はありません。

なお、算出した負担金・分担金の総額が12,000円に満たないときは、初年度の最初の納期内に全額を納めていただくことになります。

5 賦課保留について

次のいずれかに該当する場合は、申請により負担金・分担金の賦課を保留することができます。ただし、賦課保留の要件がなくなったときは、負担金・分担金が賦課されます。

- ①係争中の土地
 - ②登記簿の地目が田又は畠であり、かつ、その現況が田又は畠である土地（ただし、農地転用許可のあつた土地及び土地区画整理事業の施行に係る土地は除く）
 - ③地目が山林、原野、池沼、雑種地（駐車場・資材置場は除く）の土地で、宅地として使用していない土地及び使用できる状態にない土地
- ※③に該当するかどうかは、市が土地の状態を確認の上、判断します。

6 減免申請について

減免対象に該当する土地は、申請により減免することができます。減免基準の主なものは次のとおりです。

減 免 対 象 と な る 土 地		減 免 率
1	生活保護法により保護を受けている者の土地	100%
2	学校、幼稚園、保育所などの土地	75%
3	町内会等が使用する施設用地（公民館）	75%
4	宗教法人がその本来の目的に使用する土地 ①管理者や職員が居住または常駐する境内地 ②管理者の職員が居住または常駐しない境内地 ③墓地	50% 75% 100%
5	個人が所有する墓地及び納骨堂の土地	100%
6	公道及び公道に準すると認められる公共性のある私道路（下水道の本管が埋設された私道など）	100%

下水道使用料

下水道事業は家庭や事業所等から排出される汚水を浄化センターで処理し、きれいにして放流しています。その経費については、下水道使用料をもって充てることが原則（独立採算制の原則）とされています。

使用量の算定

使用量は、各家庭の排水管から出る汚水量を計るわけではなく、下記の通り算定します。

●汚水量の算定方法（一般家庭の場合）

①水道水のみ使用の場合は、その使用水量とします。

②井戸水のみ使用の場合は、次の基準で認定します。

- ・一世帯一人まで……………20m³ (2か月)
- ・一人を超える場合一人増すごとに…………10m³ (2か月)

③水道水と井戸水を併用して使用している場合は、基本的に水道使用量に、井戸水利用人数の認定水量の半分を加算します。ただし、加算後の水量が②の認定水量を下回るときは②の認定水量が適用になります。

* 下水道使用料は、2か月ごとに水道課から水道料金と合わせて請求します。

下水道使用料の一例

水量	~20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	60m ³	70m ³	80m ³	90m ³	100m ³
使用料	3,440円	5,330円	7,220円	9,240円	11,260円	13,280円	15,300円	17,420円	19,540円

【表1】下水道使用料算出表 (2か月あたり・消費税込み)

区分	水量	使用料	速算式
超過使用料 (従量区分)	~20m ³ (基本水量)	3,440円	一律 3,440円 (基本料金)
	21m ³ ~ 40m ³	189円/m ³	水量×189円~ 340円
	41m ³ ~ 80m ³	202円/m ³	水量×202円~ 860円
	81m ³ ~ 100m ³	212円/m ³	水量×212円~ 1,660円
	101m ³ ~ 200m ³	233円/m ³	水量×233円~ 3,760円
	201m ³ ~	257円/m ³	水量×257円~ 8,560円

※ディスポーザー使用料 1,038円

井戸水等使用世帯の場合

(世帯の人数により使用量を認定します。)

井戸水など、水道以外の水を使用されている世帯（水道メーターを検針していない世帯）では、世帯の人数により水量を認定して計算します。使用人数に増減があった場合は、速やかに下水道課へご連絡ください。

【表2】井戸水等使用世帯の認定水量と下水道使用料 (2か月あたり・消費税込み)

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
認定水量	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	60m ³	70m ³	80m ³	90m ³
使用料	3,440円	5,330円	7,220円	9,240円	11,260円	13,280円	15,300円	17,420円

※8人を超える場合は、1人増すごとに10m³加えて計算します。

水道使用世帯の場合

(水道使用量が下水使用量になります。)

検針票の下水使用量を用いて【表1】の速算式から下水道使用料を計算することができます。



• 下水使用量が53m³の場合
53m³×202円=860円=9,846円
→9,840円
(10円未満切捨て)

水道水を営農等に使用の方へ

水道メーターで計測する使用水量のうち、営農等により明らかに下水道に流れ込まない水を多量に使用される場合は、子メーターを設置したうえで、下水道課へ申告していただくことにより、下水道に流れ込まない分の下水道使用料を減額することができます。

※子メーターの設置費用は使用者の負担となります。また、8年に一度、計量法に基づきメーターの交換が必要となります。

※設置工事等は市の指定工事店に発注してください。

水道と井戸水等を併用している世帯の場合

(水道使用量と世帯の人数により使用量を算定します。)

基本的に水道使用量に井戸水利用人数の認定水量の半分を加算した水量を用いて計算します。ただし、加算後の水量が【表2】の認定水量を下回る場合、その認定水量を用いて計算します。

・水道使用量が20m³で5人世帯の場合

$20m^3 + (60m^3 \div 2) = 50m^3$
ただし、 $50m^3 < 60m^3$ のため、 $60m^3$ を水量とします。

・水道使用量が40m³で5人世帯の場合

$40m^3 + (60m^3 \div 2) = 70m^3$ を水量とします。

【表3】水道と井戸水等の併用世帯の下水道使用料早見表 (2か月あたり・消費税込み)

人数	水道使用量(2か月)								
	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	60m ³	70m ³	80m ³	90m ³
1人	3,440円	5,330円	7,220円	9,240円	11,260円	13,280円	15,300円	17,420円	19,540円
2人	5,330円	6,270円	8,230円	10,250円	12,270円	14,290円	16,360円	18,480円	20,700円
3人	7,220円	7,220円	9,240円	11,260円	13,280円	15,300円	17,420円	19,540円	21,870円
4人	9,240円	9,240円	10,250円	12,270円	14,290円	16,360円	18,480円	20,700円	23,030円
5人	11,260円	11,260円	11,260円	13,280円	15,300円	17,420円	19,540円	21,870円	24,200円
6人	13,280円	13,280円	13,280円	14,290円	16,360円	18,480円	20,700円	23,030円	25,360円
7人	15,300円	15,300円	15,300円	15,300円	17,420円	19,540円	21,870円	24,200円	26,530円

浄化センターのしくみ

沈砂池

下水管から流入してきた汚水をゆるやかに流して大きなゴミや土砂類を沈め、取り除きます。

最初沈殿池

下水をこの池でゆっくり流すことにより小さな浮遊物が沈殿します。底にたまつた浮遊物(泥)は、汚泥濃縮タンクに送られ処理されます。

反応タンク

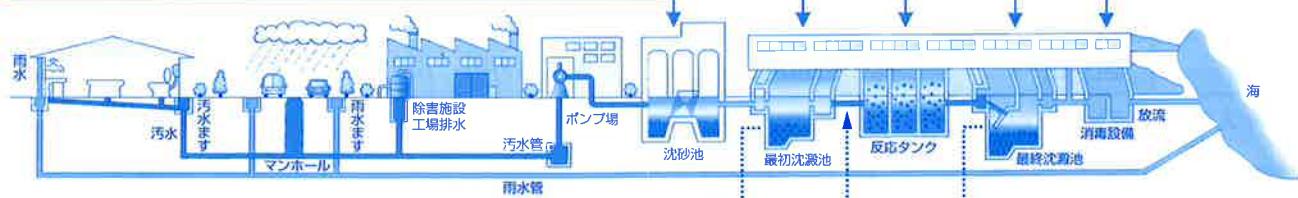
下水中に活性汚泥(好気性微生物を多量に含んだ泥)を加え、空気を吹き込むと、微生物の活動により、小さな汚れが大きな固まりとなって沈殿しやすくなります。

最終沈殿池

沈殿しやすくなつた汚物の固まりが、この池の底に沈み、上澄みのきれいな水だけが消毒施設へ送られます。底の泥は一部は反応タンクへ戻し、他は汚泥濃縮タンクへ送られます。

消毒施設

最終沈殿池より送られてきた上澄み水は、塩素を注入して消毒し滅菌したのち放流します。



魚津市浄化センター



リサイクル
ありそドーム
リサイクル
温熱利用で
冷暖房

融雪利用：村木1号流雪溝へ
消雪利用：北鬼江地区消雪パイプへ

汚泥濃縮タンク

最初沈殿池及び最終沈殿池で発生した汚泥は、このタンクの中で水分が減らされ、体積が小さくされます。

脱水施設

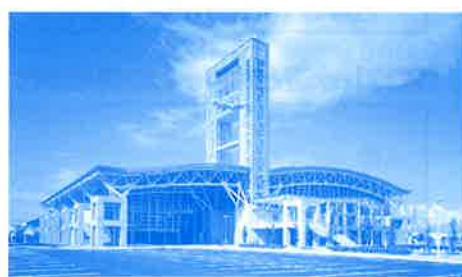
濃縮された汚泥は脱水し、肥料に使ったり、建設資材に加工、埋立などで処分します。



下水道処理水のいろいろな利用

熱エネルギーの利用

処理水の水温は、夏は外気温より低く、冬は外気温より暖かくなります。私たちが日頃、利用している“ありそドーム”は、隣接している魚津市浄化センターの処理水を夏は冷房、冬は暖房の熱エネルギーとして活用しています。



▲ありそドーム

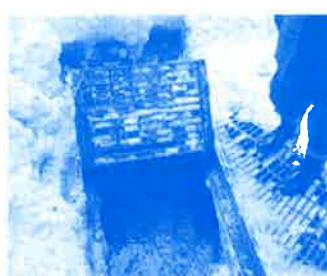
流雪溝の水源利用



▲流雪溝があふれて、
道路が冠水している状況

魚津市の市街地は、雪捨て場が少ないので、流雪溝という水路に雪を排出しています。

流雪溝に流れている水は、海水を利用していましが、海水温度が低く融雪できず、融けなかつた雪が水路をつまらせ、街に海水があふれ出すこともしばしばありました。



▲流雪状況

このような問題を解決するため、流雪溝の水を海水から水温の高い下水道処理水に切り替えたところ、流雪溝から水があふれることなく、スムーズに除雪を行えるようになりました。